

令和7年11月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

遠軽町長 佐々木 修一

市町村名 (市町村コード)	紋別郡遠軽町 (555)
地域名 (地域内農業集落名)	遠軽、生田原、丸瀬布、白滝 (遠軽町千代田他全農業集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業経営体数は、農林業センサスによると平成22年で184経営体、平成27年で139経営体、令和2年で95経営体と年々減少を続けており、農業従事者の高齢化や後継者不足による離農などにより、今後も減少することが見込まれる。

農家1戸当たりの経営耕地面積は、平成22年で35.7ha、平成27年で44.4ha、令和2年で59.2haと、離農による農業経営体数減少などの影響により、年々増加している状況にある。また、農地は、沢沿いの丘陵・傾斜地が多く、農業用機械の大型化により、ほ場への移動が困難な箇所や団地化されず分散している箇所もある。

農用地においては、畑作では、小麦・てん菜・馬鈴しょ・かぼちゃ・スイートコーンを基幹作物とし、青しそ・立茎アスパラガス・ブロッコリー等の高収益作物の導入による所得確保が図られており、畜産では、自給飼料の生産により、土地利用型の経営が行われていることから、草地改良等による良質な飼料作物の生産量拡大を図るとともに、畑作物と飼料作物では農地の利用状況が異なる状況を踏まえ、更なる耕畜連携の推進が必要である。

家畜の飼養状況においては、乳用牛の飼養経営体数は減少しているものの、飼養頭数は平成27年の9,385頭(1戸当たり149頭)に対し、令和2年は7,101頭(1戸当たり169頭)と1戸当たりの飼養頭数は増加している。また、肉用牛においても、同様に飼養経営体数は減少しているものの飼養頭数は増加していたが、近年の不安定な農業情勢による離農や規模縮小により、飼養頭数も減少に転じている。

経営規模が拡大される一方で、労働力確保も難しい状況である。また、地域においては、将来的に農地の引き受けが困難になる状況が予想される。また、大規模経営の後継者以外への継承も課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当町は、東西47km、南北46kmにわたる面積1,332.45km²の中、広大な耕作面積を有している。農地は湧別川及びその支流等にかかれた一部の平地以外の多くが中山間地に存在している。営農形態も畑作、酪農が混在し、気候や農地の利用状況も異なるため、地域の実情に応じた効率的な利用促進を図る。なお、遊休農地化している農地については、生産性が低く基盤整備事業の実施も必要ことから、今後の利用について引き続き検討する。

農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を基本としながらも、担い手の営農に支障がない範囲で農業を担う者(担い手以外の既存農業者)による農地利用を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8,068.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7,790.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、都市計画区域内又は森林等に隣接する農地農地については、利用状況等に応じて保全・管理を行うものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会と連携を図り、農地中間管理機構を通じて、地域の担い手となる地域計画の「地域内の農業を担う者」に対し、農用地の集積・集約化を進めると共に、担い手の営農に影響の無い範囲で農業を担う者(担い手以外の既存農業者)への農地利用を促すことで、農地の遊休化を防ぐ。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じて地域計画に位置付ける農用地の利用権設定及び売買を、担い手の経営意向を踏まえて段階的に集約化する。その際農業委員会と調整し、所有者の貸付等の意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業農村事業管理計画等に基づき農地基盤、生産基盤、営農飲雑用水確保等を計画的に実施する。なお、当面は、次の事業を活用した基盤整備を実施する。なお、当面実施する事業については、地域計画に明記する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
遠軽町農業担い手対策協議会を中心に、離農予定者からの移譲希望等を聞き取り、地域内外の多様な担い手とのマッチングや農業体験、実習等の受入れる中から担い手の確保を図る。 また、関係機関等の支援による技術習得や就農後の生産組織等への参画を促すことで、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
酪農・畜産における粗飼料生産の効率化を図るため、えんゆうコントラクターを有効活用するほか、小麦、馬鈴薯の生産については、各生産組合等による共同作業を実施する。 また、各種支援システム活用による作業負担軽減により、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①エゾシカ、ヒグマ、アライグマ等による農作物・家畜被害を防止するため、電気柵、括り罠等の設置や管理等について、猟友会と協力して、ハンターマップの作成や新たな捕獲人材の育成を関係機関と協力しながら推進する。
- ②土壌診断に基づく適切な施肥や家畜排せつ物の有効活用を進め、可変式ブロードキャスター等のスマート農業技術の活用による減農薬、減肥料によるコスト削減を進める。
- ③畑作、畜産ともに省力化生産技術やスマート農業技術を積極的に取り入れ、労働負担の軽減を推進する。
- ⑦遠軽町環境保全広域協定運営委員会が実施する多面的機能支払交付金を活用し、遠軽町環境保全広域協定運営委員会が実施する事業を引き続き支援する。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷調製施設の整備を支援し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨町内で作付けした飼料作物を畜産農家へ供給することで町内による自給飼料の確保を推進する。
- ⑩えんゆう農業協同組合は、遠軽町(当該地域)と湧別町の一部(旧上湧別町)を含む地域の農業協同組合であることを勘案し、当該農協組合員における行政区域を超える農地の利用については、当地域の農業者の営農に支障がない範囲で柔軟な対応を図る。